

## 前回（10月14日）の議論

## ○「連結財務書類作成の手引きに係る検討項目」に係る意見等

- ・ 国際公会計基準との関係で、独立行政法人や地方独立行政法人でも関連公益法人等について附属明細で情報開示をすることが必要となっているが、連結対象にはならないが自治体と強い関連性を持つ団体についての情報開示について、附属的な情報として記載した方がよいのではないか。
- ・ 第三セクター等が全部連結となる出資比率は50%超となっているが、新地方公会計モデルの50%以上という表現から変わっているのはなぜか。  
→ 例えば2者が50%ずつで出資している場合、50%以上だと、両方に全部連結されて、マクロ的には二重計上になってしまう懸念があることから、50%超に変更している。
- ・ 支配力基準を基本とするとのことであるが、一部事務組合等をそのまま支配力基準に当てはめると、外れてしまうことになるのではないか。支配力基準とは別の連結の対象範囲についての定め方が必要なのではないか。
- ・ 連結の対象範囲について、重要性の考え方を導入してはどうか。従来では、重要でないところは連結しなくてもよいとの記載がなかったため、すべての団体が連結されていたが、事務負担がかかる一方で全体に与える影響が小さい団体もある。また、資金収支計算書がなく新たに作らないといけない団体もあるので、重要性の基準を明確に書くことを検討した方がよいのではないか。
- ・ 連結の対象範囲について、そもそも何のために連結財務書類を作るのかというのは、統一的な基準で今後どのように公会計を進め

ていくのかというのとあまり変わらない論点と考えている。これまで、できるだけ資産債務改革に役立つように財務書類を作って公表していくといった観点があったが、さらに一歩進んだところに向かっていく時期にきていると思われるので、そういった点で役立つような作成や開示をしていくことが目的ではないか。

- 連結の対象範囲について、新地方公会計モデルのときも、第三セクター等の改革も見据えながら、こういった改革にも使えるようにしていくという議論があり、今年8月にも第三セクター等の改革もしっかり行っていくという総務省の指針も出されたばかりなので、安易に重要性だけで外すというのも不適切ではないか。本当に重要かどうかは、金額基準や比率基準では決めきれない部分もあると思われるので、第三セクター等自体のあり方にも活かせるように慎重に考えていく必要があるのではないか。
- 連結の対象範囲について、実際に実務をやっている立場から申し上げると、一部事務組合等に関して出資割合や経費負担割合に応じて比例連結するというのは分かるが、例えば第三セクター等で、一部でも出資しているものすべてを連結するということになるとう事務負担も大きくなるため、困難ではないか。各自治体では、監理団体や外郭団体として実質的に支配している団体を区分して把握していると思われるので、その団体を連結すればよいのではないか。第三セクター等であれば比例連結や持分法を使う団体をできるだけ少なくして、基本的には全部連結か0かという形にした方が導入しやすいのではないか。
- 一部事務組合等は比例連結となっているなか、「新地方公会計制度研究会報告書」257段落では、経費負担割合等で比例連結して、そのことを注記するとなっているが、現状ではどのような按分基準が多いのか把握した方がよいのではないか。
- 一部事務組合等や第三セクター等に適用される比例連結について、

国際公会計基準の見直しがされ、比例連結の処理方法が廃止される見込みになっているため、この取扱いについて検討した方がよいのではないか。

- ・ 持分法について、新地方公会計モデルでは持分法という考え方はなかったが、民間企業や国際公会計基準では導入されているので、これを適用するかどうか検討した方がよいのではないか。
- ・ 持分法は関連会社の利益を持分だけ取り込むので、公会計においては違和感がある。比例連結は貸借対照表に出資割合をかけて財務書類に取り込むので、それはそれでよいと考えている。
- ・ もともと比例連結を導入した趣旨は、自治体が自前で事務を行っているところと一部事務組合等で共同して行っているところの2通りがあり、それらを連結した時には比較できるようにするというものであり、比例連結が自治体の実態に適した作成方法・開示方法であるため、比例連結が採用された経緯がある。持分法にすると、例えば一部事務組合等の人件費相当額が金額的にどの程度なのかということが見えにくくなるため、こういったことも踏まえて、どの手法を選択するのかを考える必要があるのではないか。
- ・ 地方三公社についても全部連結か比例連結かといった論点があるが、第三セクター等改革推進債を活用して解散した団体も増えつつある一方、依然として残っているもののうち共同設立された土地開発公社については、出資はしているものの、その出資の割合に応じて土地を取得・保有しているとは限らない。このような比例連結に馴染まない土地開発公社というのも多くあるので、実態に応じたマニュアルにした方がよいのではないか。
- ・ 合併という概念であり連結という概念とは異なるが、地方独立行政法人の合併基準が最近出されており、そこでは地方独立行政法人制度には持分の概念がないなかで、共同設立した自治体間で、出資の多寡により権限行使等に差が生じることはないと言われてい

る。この場合、統一的な基準では、どちらか主導的な立場の方が全部連結するという結論になると思われるが、最近変わった地方独立行政法人の基準と齟齬が出るとよくないので、同じような概念だということを確認したい。

- ・法適用公営企業となることを目指さない、現金主義である法非適用公営企業の取扱いはどうなるのか。

→ 法非適用公営企業については、一般会計と同様、統一的な基準による財務書類を作ることになる。

- ・習志野市では基準モデルにより下水道事業（法非適用）も連結対象としているが、下水道所管課との協議では、移行期間中の1～2年は両方の書類を作らないとうまく移行できないと考えていることから、下水道事業はまず統一的な基準で財務書類を作り、法適用の財務書類ができればそれに移るということで差し支えないか。

→ 統一的な基準による財務書類と地方公営企業法に基づく財務書類の両方を作成しても構わない。

- ・検討項目4－6の処理案の方向性で、移行期間を延ばすということであるが、一般会計等について延ばすという意味ではないということではよいか。

→ 法適用への移行に着手している法非適用公営企業のみである。

- ・国民健康保険や介護保険について、一般会計等と同じ複式仕訳の変換をして、場合によっては固定資産台帳の整備、財務書類の作成をしていくことになるので、実務を見据えながら、このような会計を対象にした複式仕訳の例を出すことも検討した方がよいのではないか。

- ・基準モデルは、企業会計の連結の概念を一部導入し、のれんや少数株主持分という概念があり、テクニカルではあるが答えははっ

きりしている。これを真面目にやるとなると、特に財団法人に出資割合という概念がなく、持株比率というのがそもそもないことから、少数株主持分をどれだけにするのかといった難しい点があるのではないか。

- のれんや少数株主持分については、そもそも自治体に、のれんといった概念が馴染むのか整理する必要があるのではないか。実際に、これらの技術的な理論を当てはめて検討し、かつ金額もそれほど大きくないこともあって、総務省方式改訂モデルでは採用しなかった経緯もあることから、今回は勘定科目に含めるという話で留めているが、なくしたとしても影響はないのではないか。
- のれんや少数株主持分は、テクニカルな議論であり、持分法と併せて検討してはどうか。
- 一部事務組合等も連結対象となるとのことであるが、最終的なデータが出せるのは一部事務組合等において理事会や総会等で許可をもらった後であり、かなり遅い時期になってしまうため、一部事務組合等が連結のための書類をいつまでに出すのかを明示すべきではないか。

#### ○財務書類等の活用事例に係る意見等

- 大阪府や町田市の活用事例について、予算編成に活用していると正面から言えない原因はどこにあるのか。
- 大阪府では、予算部局とすれば、予算と事業別の財務書類の大きさが一対になれば使いやすいと考えているが、2,000の予算事業を管理事業単位として268に区分していることから、管理事業単位の方がどうしても大きなくくりになっている。よって、予算を査定する担当者からは、管理事業単位では数字が大きすぎであり、それを予算事業単位にできないかとのコメントをいただ

いている。実態として、2,000の予算事業区分は、人件費や地方債を作業的に分けにくいところもあり、そこを工夫できないかといったことを現在議論している状況である。

- 町田市では、事業別財務諸表を、各課がどういった課題があるのかを自らを見つけるためのマネジメントの道具と考えている。そのため、おそらくその課が財務諸表を直接使って、これだけ予算を少なくしたといった見え方が出てくるのはこれから先であると感じている。経年変化も今年度出てきたばかりであるが、事業の今後について議論できる環境になってきており、少しずつ進んでいると感じている。